

## 図書館相互利用 制度の紹介

- 県立図書館 -

- 利用の申し込み
- 利用者の求める資料が相互協力対象館に所蔵されていないときは、それぞれの窓口を通して申し込むことができます。また、その資料が県立図書館にも未所蔵のときは所蔵館を紹介します。

- 相互協力対象館
- 図書館
- 公民館図書室
- 学校に附置する図書館または図書室
- その他、館長が認めた類縁機関等となつています。

生涯学習時代が叫ばれる中、図書館利用者は増加の一途を辿り、求める資料も多種多様なものとなつてきています。その結果、一つの図書館での対応は困難を見せ、他館との相互協力体制が必要不可欠なものとなっています。県立図書館でもこうした相互協力体制を整えていきますのでご紹介します。

### 県内公立図書館相互協力制度とその利用について

- 貸出資料の利用
  - 資料の返送に係る経費は、借受館(利用者)が負担することになっています。
  - 貸出できない資料
    - 参考図書、新聞、未製本の雑誌等、一部の資料は貸出できないものもあります。
  - 県立図書館を窓口に他の図書館を利用するとき
    - 県立図書館の利用者が求める資料がなく、なお利用を希望するようなときは、国立国会図書館をはじめ、他の都道府県立図書館、または所蔵館に対して貸出、複写、調査相談の依頼をすることで対応しています。

### 福島県内大学図書館間相互利用制度について

この制度は、設置形態の異なる図書館間および各館に所属する研究者の研究と教育活動に資するため、各館の相互協力体制を充実させることを目的とした制度で、県内の十一の大学図書館に県立図書館が加わり、「福島県内大学図書館連絡協議会」を組織しています。

#### 《認定基準》

研究者による相互利用は、「共通利用証」による方式となつており、「共通利用証」は、利用者の所属する利用制度参加図書館および県立図書館で発行します。また発行に際しての「交付申請書」は県内公立図書館に配付しております。

一、図書館間の相互協力としては、図書館資料の相互貸借、複写、参考業務の提携等があります。

#### 二、個人利用

所属する研究者の相互利用は、閲覧、複写、館外貸出、参考業務となつていています。

#### 研究者の認定

- 相互協力業務の内容
  - 大学加盟図書館を、地域の研究者へ向けて開放（一部開放）することを目的としたものと言えます。
  - また、県内の公共図書館では全てこの利用制度に参加することができます。

図書館間の相互利用制度の概要をご紹介しましたが、多くの方々のご活用を願っています。